審議結果

審議会等名称	第 72 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和８年 10 月７日（水曜日）　10：30　～ 11：45
開催場所	県庁西庁舎７階　703 会議室（オンライン会議併用）
出席者	天野　晴子、井原　綾子、小野　真由美、齋藤　宙也【副会長】、寺田　麻佑、友岡　史仁、鳥越　真理子、人見　剛【会長】 事務局（情報公開広聴課長ほか５名）
次回開催予定日	未定
所属名、担当者名	政策局政策部情報公開広聴課　塩野、野澤、中尾
掲載形式	議事録全文
議事録概要とした理由	－

審議経過

第 72 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

１　特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

２　個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

３　令和７年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

会議記録

１　特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

○人見会長　まず、議題（１）「特定個人情報保護評価の一定期間後の評価の再実施について」です。こちらは、毎年度審議会で報告を受けている事項です。本日は、御質問に、より的確に回答するため、所管課の職員を呼んでおります。それでは、まず事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料１－１により説明】

〇人見会長　続いて、「県税の賦課、徴収等に関する事務」の評価書について、所管課から説明をお願いします。

【税務指導課が資料１－２により説明】

〇人見会長　ただいまの報告について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

〇人見会長　資料１－１の別紙３「今回の再実施における主な変更箇所」のうち、使用するシステム及び接続するシステムとして、eLTAX 通知等電子配信システムと地方税外部連携システムの２つが追加になったという御説明がありました。主な変更箇所として、特定個人情報の入手元等の修正も挙げられていますが、これは、システムの追加に伴い、特定個人情報の入手元が変わるということでしょうか。

〇税務指導課　これまでも、地方税共同機構が運営する国税連携システムが稼働しており、国税局・税務署から提供された特定個人情報は、同システムを介して入手していたところです。今回、新たに追加される２つのシステムも地方税共同機構が運営するものですので、システムの追加後も、特定個人情報は地方税共同機構を介して入手することになります。そのため、国税局・税務署から提供された特定個人情報を、地方税共同機構を介して入手するという点に変更はございません。

〇事務局　別紙３に記載した入手元等の修正は、部署名の修正など、形式的な事項に係るものであり、実態には変更がありません。

〇人見会長　ありがとうございます。特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るルールの変更については、御説明の中で言及していただいたでしょうか。

〇税務指導課　報告の後半で簡単に御説明いたしましたが、委託業務の作業場所を県庁舎内に限定する旨を記載いたしました。これまでも作業場所は県庁舎内に限定しておりましたが、今回、評価書に明示したものです。

〇人見会長　そうすると、委託に係るルール自体を変更したわけではなく、単にその内容を評価書の中に記載するようにしたということですね。

〇税務指導課　そのとおりです。

〇事務局　別紙３は、記載内容を変更した箇所をお示しする趣旨で作成しております。委託に係るルールの変更という記載は、ルール自体を変更したという趣旨ではなく、委託に係るルールについての記載内容の変更という趣旨でございます。

〇人見会長　承知しました。委員の皆様から、他に御質問や御意見はございますか。

〇人見会長　この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

２　個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

〇人見会長　次に、議題（２）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要

について」です。個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の新規登録等について、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料２により説明】

○人見会長　ただいまの報告について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

○人見会長　この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

３　令和７年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

○人見会長　次に、議題（３）「令和７年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」です。こちらも、毎年度審議会で報告を受けている事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料３により説明】

○人見会長　ただいまの報告について、何か質問や意見がありましたら、発言をお願いします。

○齋藤副会長　３点質問します。１点目は、資料３の１ページについてです。情報公開請求の件数が令和６年度から令和７年度にかけて大幅に増加していますが、その要因として考えられることはありますか。

２点目は、資料３の８ページについてです。情報公開に係る審査請求のうち、古い案件が３件、中断した状態で残っています。約 20 年経過していますので、審査請求人の方が現在も中断の意思を有しているのかという点が気になります。請求人の方には定期的に連絡し、その都度中断の意思を確認できていますか。

３点目は、昨年度新たに審議に入ったものの中で、存否応答拒否の件数が多く、「その１」から「その 15」というように番号が振られています。これらの案件をどのように細分化しているかということについて状況を教えていただければと思います。

○人見会長　まず、一点目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　情報公開請求の件数が増加している要因の一つとして、電子申請による請求の件数が年々増加していることが挙げられます。特に、工事の設計書など、事業者からの請求が年々増加している状況です。

○齋藤副会長　設計書は、定型的な情報公開請求として分類することができるので、対応にそれほど苦慮するものではないという状況でしょうか。

○事務局　そのとおりです。

○人見会長　２点目はいかがでしょうか。

○事務局　御質問のあった、諮問番号278、284及び287の３件については、直近では審査請求人の方と連絡を取ってはいないのですが、数年前に連絡を取った際には、引き続き中断を希望する意思であったということを把握しております。

○人見会長　ここでいう中断とは、審査請求人が審査を止めておいてほしいということですね。

○事務局　そのとおりです。現在も、その状況が継続しています。

○人見会長　齋藤委員、いかがですか。数年前に、そういう御意思が確認されていたとのことです。

○齋藤副会長　時効という概念は特にないかもしれませんが、そろそろ今後の対応を検討していただければと思います。

○事務局　当該案件について確認したところ、令和３年に、一度本人の意思を確認しており、取り下げはしないとの意向であったため、継続案件という扱いになっています。相当の年数が経過していますので、再度本人に確認しながら、この状況についても、適切に対応していきたいと思っています。

○齋藤副会長　わかりました。約５年経過するということで、一つのいい区切りとして、改めて本人の意思を確認していただければと思います。

○人見会長　それでは、３点目の存否応答拒否に係る案件について、説明をお願いします。

○事務局　請求内容は同一ですが、同じ請求が15の所属に対して行われ、それぞれの案件について審査請求がなされたため、「その１」から「その15」までの案件名を付しています。

○齋藤副会長　わかりました。所属ごとに案件を区分しているということで、結局理屈は同じですよね。

○事務局　そのとおりです。そのため、これらの案件は同時に審議することを考えています。

○齋藤副会長　件数は多いものの、まとめて答申できるということですよね。

○事務局　そのとおりです。

○齋藤副会長　わかりました。ありがとうございます。

○寺田委員　確認ですが、15 件に分かれているものの、実質的には１つの事案と考えてよいのでしょうか。また、同一の請求人が各所属に対して請求したものという理解でよろしいでしょうか。

○事務局　　御認識の通りです。

○人見会長　他に御質問又は御意見はありますか。

○天野委員　２点ほどお伺いします。１点目は、資料３の27ページの（表18）についてです。令和７年度の個人情報の漏えい等事案の類型別件数を見ると、誤交付及び誤送付が主な類型となっています。これらの件数は、過年度と比較してどのように推移しているのでしょうか。２点目は、資料３の26ページの「（２）」に記載されている再発防止策についてです。同箇所には、「再発防止のための必要な措置を講ずる等の対応を行っている」と記載されています。表21によると、個人の権利利益を侵害するおそれが大き

いものとして、個人情報保護委員会に報告された事案は 13 件となっています。誤交付及び誤送付が主な類型となっていることを踏まえると、これらの事案に対して再発防止策が講じられているものと思われますが、その効果が過年度と比較してどのように現れているのか、把握している範囲で教えてください。

○事務局　まず、１点目について回答します。「令和６年度かながわの情報公開・個人情報保護運用状況報告書」における地方独立行政法人の個人情報の漏えい等事故に関する記載によると、令和６年度の誤交付は９件、誤送付は５件でした。令和７年度は誤交付が 11 件、誤送付が 14 件となっており、いずれも前年度から増加しています。２点目については、地方独立行政法人で発生した事故に対する再発防止策の効果等について、当課では十分な分析を行っていません。内容を確認した上で、後日、電子メール等により回答することとしてもよろしいでしょうか。

○天野委員　結構です。よろしくお願いします。

（※　後日、以下のとおり、回答を行いました。

「再発防止策の効果については、個々の事案における発生原因や講じられた対策等が異なることから、その効果を一律に評価することは困難であると考えております。

また、当課では、再発防止策の効果を継続的に検証するための分析は行っておらず、現時点で、その効果を具体的にお示しできる状況にはありません。

なお、誤交付・誤送付等の発生件数の推移は把握できるものの、件数の増減のみをもって、再発防止策の効果を判断することは難しいと考えております。」）

○人見会長　関連して確認します。県立病院機構が運営する病院のほかに、県の機関が運営する医療法上の病院もあるのでしょうか。

○事務局　県の機関で診療所業務を行っている部署があります。例えば、障がい者の入所施設等において、入所者が退所する際に返却したお薬手帳の中に、別の入所者の個人情報が記載された書類が混入し、その結果、当該入所者の個人情報が漏えいした事案がありました。

○人見会長　承知しました。ありがとうございます。他に御質問又は御意見はありますか。

○人見会長　この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。